

国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則実施細則

平成16年4月1日
細則第 1 号

改正 平成19年6月25日細則第16号
平成25年3月14日細則第8号
平成27年2月3日細則第1号
令和元年7月30日細則第12号
令和2年3月19日細則第5号
令和3年6月25日細則第5号
令和3年11月5日細則第10号
令和4年3月23日細則第5号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則（平成16年規則第15号。以下「規則」という。）第22条の規定に基づき、学長選考等の実施に関し必要な事項を定める。

(選考の公示)

第2条 規則第5条第2項に規定する公示の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学長候補者を選考する理由
- (2) 選考の基準
- (3) 任期
- (4) 選考手続の概要
- (5) 選考日程
- (6) その他

2 前項の公示は、学内掲示板、鳴門教育大学ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）及び鳴門教育大学ウェブページ（以下「ウェブページ」という。）に掲示するとともに、電子メール又は文書により推薦資格者へ通知するものとする。

(推薦資格者名簿)

第3条 学長選考・監察会議（以下「学長選考等会議」という。）は、学長選考公示の日において、推薦資格者名簿（以下「名簿」という。）を作成しなければならない。

2 名簿は、意向調査実施日の前日（その日が休日に当たるときは、学長選考等会議が定める日）まで所定の場所に備え付け、縦覧に供するものとする。

3 推薦資格者は、前項の名簿に脱漏、誤載等があることを認めるときは、学長選考等会議に異議を申し立てることができる。

4 学長選考等会議は、前項の申立てがあったときは、その内容を審査し、正当であると認定したときは、直ちに名簿を修正する。

5 学長選考等会議は、規則第7条第3項に規定する推薦資格を喪失した者及び規則第9条第2項に規定する公示の日の翌日から意向調査の実施日の1週間前までに規則第7条第1項各号に掲げる職となった者があるときは、名簿を修正し、その旨を名簿の備考欄に記載するものとする。

6 名簿の様式は、次のとおりとする。

所 属	職 名	氏 名	投票用紙交付	備 考
-----	-----	-----	--------	-----

(学長候補者の推薦)

第4条 規則第6条第3項に規定する推薦は、次の各号に掲げる様式を用いて、推薦代表者が所定の期日までに学長選考等会議へ提出するものとする。

- (1) 別記様式第1号による学長候補者推薦書
- (2) 別記様式第3号による学長候補者調書
- (3) 別記様式第4号による主要業績
- (4) 別記様式第5号による所信表明書

2 規則第7条第1項第1号及び第2号に掲げる推薦資格者による学長候補者の推薦は、前項の規定による推薦又は次の各号に掲げる様式を用いた推薦のいずれか一方とする。

- (1) 別記様式第2号による学長候補者推薦書
- (2) 別記様式第3号による学長候補者調書
- (3) 別記様式第4号による主要業績
- (4) 別記様式第5号による所信表明書

3 推薦資格者は、学長候補者を1名に限り推薦することができる。

4 学長選考等会議は、推薦書等の受理に当たり、適正に作成されているかどうか確認する。適正に作成されていない場合は、推薦書等を受理しない。

5 規則第8条第3項に規定する特別な事情がある場合、書面により推薦代表者が所定の期日までに学長選考等会議へ申し出るものとする。

(第1次学長候補者の公表)

第5条 規則第8条第4項に規定する公表は、五十音順の第1次学長候補者氏名及び推薦書等をポータルサイト及びウェブページへ掲示することにより行うものとする。なお、公表に当たっては、個人情報に配慮する。

(学長選考等会議委員が学長候補者となったときの取扱い)

第6条 国立大学法人鳴門教育大学学長選考・監察会議規則(平成16年規則第4号。以下「会議規則」という。)第2条の学長選考等会議の委員が、学長候補者となったときは、当該委員は、その選考に係る学長選考等会議に出席することができない。

2 前項の委員については、会議規則第6条に定める定足数の計算上、その数に含めないものとする。

(意向調査の実施方法)

第7条 規則第9条第2項に規定する意向調査の実施方法は、学長選考等会議が指定する日(以下「投票日」という。)及び場所(以下「投票所」という。)において交付された別記様式第6号による意向調査投票用紙(以下「投票用紙」という。)を用いて、投票するものとする。

2 意向調査は、第1次学長候補者の人数にかかわらず実施する。

3 推薦資格者が投票日に投票ができないときは、あらかじめ学長選考等会議に別記様式第7号による学長選考意向調査不在者投票申出書を提出し、その承認を得ることにより、

不在者投票を行うことができる。

4 前項の不在者投票は、次の各号により実施する。

(1) 不在者投票は、所定の期間に投票委託者から交付された投票用紙を、自ら備え付けの別記様式第8号による学長選考意向調査不在者投票用封筒に密封し、投票委託者に寄託するものとする。

(2) 学長選考意向調査不在者投票用封筒を寄託された投票委託者は、投票日に、投票立会人の面前において外封を解き、投票するものとする。

(3) 投票委託者は、総務担当課長をもって充てる。

(投票立会人)

第8条 学長選考等会議は、投票所に2人以上の投票立会人を配置する。

2 投票立会人は学内から選出するものとし、投票日の7日前（休日を除く。）までに本人に通知しなければならない。

(開票)

第9条 開票は、学長選考等会議が行い、非公開とする。

2 前項の開票は、投票終了後、可及的速やかに行わなければならない。

3 学長選考等会議は、投票用紙に記載された学長候補者氏名等を審査し、得票数の確認を行う。

4 次に掲げる投票は、無効とする。

(1) 第1次学長候補者が複数するとき。

ア 所定の用紙を用いないもの

イ 第1次学長候補者以外の者の氏名を記載したもの

ウ 2人以上の氏名を記載したもの

エ 第1次学長候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職名、敬称等を記載したものは、この限りでない。

オ 第1次学長候補者のだれを記載したか確認し難いもの

(2) 第1次学長候補者が1人するとき。

ア 所定の用紙を用いないもの

イ 可否のほか、他事を記載したもの

ウ 可否のいずれか確認し難いもの

5 学長選考等会議は、開票が終了したときは、直ちに開票結果を記録する。

(意向調査実施結果の公表)

第10条 規則第9条第2項に規定する公表は、五十音順の第1次学長候補者氏名及び得票数を、第14条に規定する最終学長候補者の公表の際に併せて掲示することにより行うものとする。

(第2次学長候補者の公表)

第11条 規則第10条第3項に規定する公表は、五十音順の第2次学長候補者氏名を学内掲示板、ポータルサイト及びウェブページへ掲示することにより行うものとする。

(面接等の実施)

第12条 規則第11条第1項及び第12条の2に規定する面接等とは、学長候補者による所信等の説明及び複数の学長選考等会議委員による質疑応答により行う。

2 規則第11条第2項に規定する特別な事情がある場合、書面により学長候補者又は推薦代表者が事前に学長選考等会議へ申し出るものとする。

3 学長選考等会議は、面接日の10日前（休日を除く。）までに学長候補者に面接等の

期日、場所を通知しなければならない。

(再選考の取扱い)

第13条 規則第14条第2項、第15条及び第18条第4項に規定する最終学長候補者の選考は、同第5条第1項の規定にかかわらず、学長選考等会議の選考のみによって行うものとする。

(最終学長候補者の公表)

第14条 規則第16条に規定する公表は、最終学長候補者氏名、選考理由及び選考過程を、学内掲示板、ポータルサイト及びウェブページへ掲示することにより行うものとする。

(学長再任の審査方法)

第15条 学長選考等会議は、学長再任の審査に当たり、業務実績報告書を参考資料として活用することができるものとする。

2 規則第18条に規定する公表は、学長氏名、可否の理由及び選考過程を、学内掲示板、ポータルサイト及びウェブページへ掲示することにより行うものとする。

(学長解任の手続)

第16条 学長選考等会議委員は、学長が規則第19条に規定する解任事由のいずれかに該当すると判断したときは、学長選考等会議議長に学長の解任について申し立てることができる。

2 前項の申立ては、別記様式第9号による学長解任申立書により行うものとし、学長選考等会議委員6人以上の者の連署を要するものとする。

3 学長選考等会議議長は、前項の申立てを受けたとき又は文部科学大臣から学長の解任について検討するよう要請された場合は、速やかに学長選考等会議を開催し、学長の解任について審議しなければならない。

(学長解任決議通知)

第17条 学長選考等会議は、学長解任を決議したときは、速やかに同人に別記様式第10号による学長解任決議通知書を交付しなければならない。

(学長解任決議の公表)

第18条 規則第20条に規定する公表は、学内掲示板、ポータルサイト及びウェブページへ掲示することにより行うものとする。

(雑則)

第19条 この細則に定めるもののほか、学長選考等の実施に関し必要な事項は、学長選考等会議がその都度定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年7月30日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年6月25日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年11月5日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

学 長 候 補 者 推 薦 書

令和 年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学
学長選考等会議議長 殿

推薦代表者
所属・職名
氏名(自署) 印
推 薦 者
氏名(自署) 印
氏名(自署) 印
氏名(自署) 印
氏名(自署) 印

学長候補者として、学長候補者調書、主要業績、所信表明書を添付の上、以下の者を推薦します。

(ふりがな) 学長候補者氏名 (年齢)	(歳)
現 職 名 (又は最終職名)	
連 絡 先 (学外者のみ記入)	〒 (TEL - -)
推 薦 理 由	

備考 所信表明書は学長選考等会議が特別な事情があると認めた場合、提出を要しない。
特別な事情がある場合は、書面（様式自由）により所定の期日までに学長選考等会議へ申し出る。

私は、学長候補者として推薦されることに同意します。

令和 年 月 日

氏 名 印

学長候補者推薦書

令和 年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学
学長選考等会議議長 殿

所属・職名
氏名(自署) 印

学長候補者として、学長候補者調書、主要業績、所信表明書を添付の上、以下の者を推薦します。

(ふりがな) 氏名 (年齢)	(歳)
現職名 (又は最終職名)	
連絡先 (学外者のみ記入)	〒 (TEL - -)
推薦理由	

備考 所信表明書は学長選考等会議が特別な事情があると認めた場合、提出を要しない。
特別な事情がある場合は、書面(様式自由)により所定の期日までに学長選考等会議へ申し出る。

私は、学長候補者として推薦されることに同意します。

令和 年 月 日

氏名 印

鳴門教育大学学長候補者調書

令和 年 月 日

（履歴事項関係）

ふりがな 氏名		男	生 年 月 日
		女	昭和 年 月 日 (歳)
現住所	(Tel)		
年 月	学 歴		
年 月	職 歴		
学位・称号			
専攻分野			
所属学会			
学会及び社会 における活動			
免許・資格等			
賞 罰			

備考 規格は、A4とする。

主 要 業 績

氏名

（教育面）

（研究面）

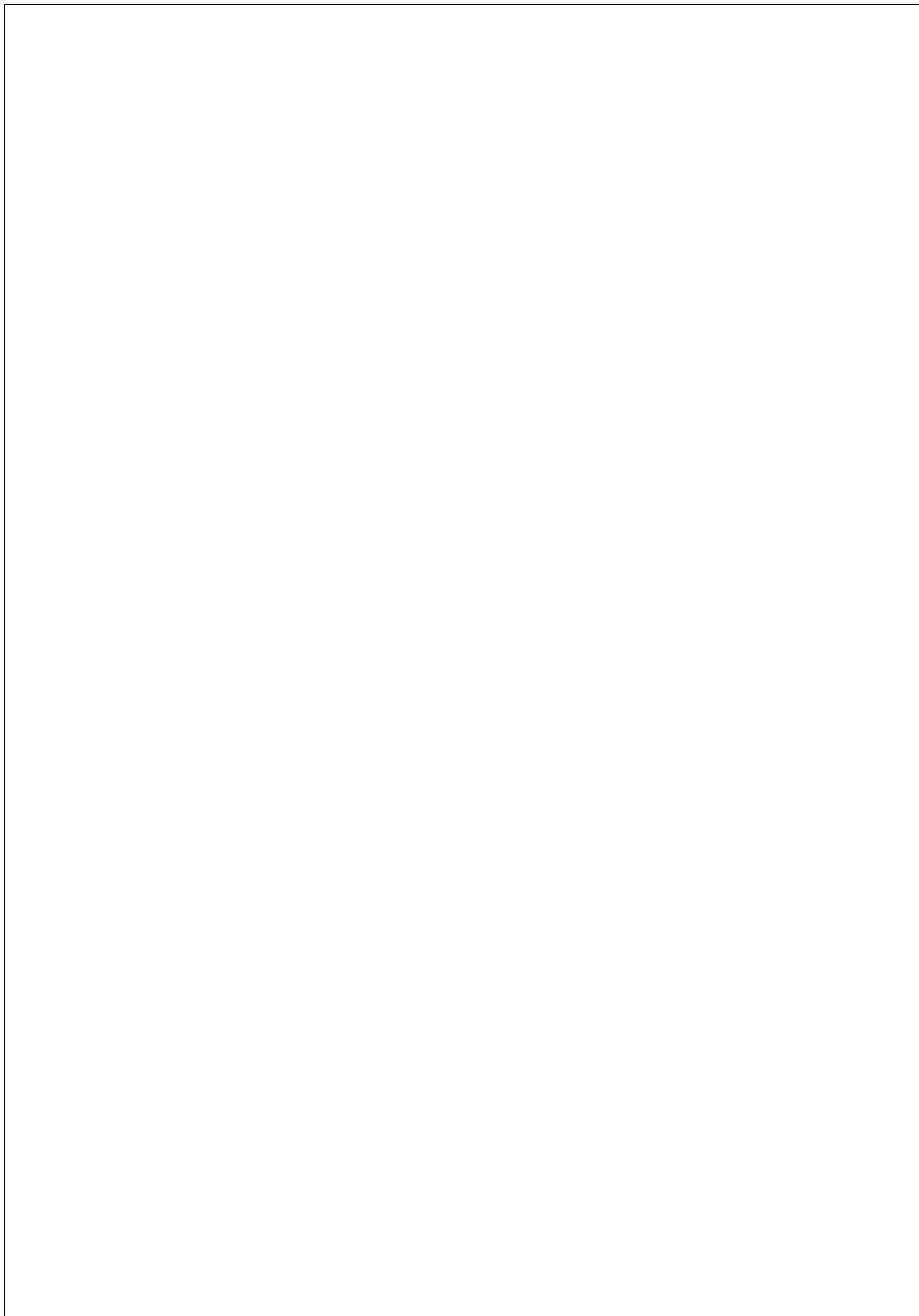
（経営・管理運営面）

（その他）

備考 ※ 日本語以外の場合は、日本語訳を添付すること。
規格は、A4とする。

所 信 表 明 書
(大学の運営に係る構想)

氏名



備考 ※ 学長就任後の抱負・所信を簡潔に記載してください。
日本語以外の場合は、日本語訳を添付すること。
規格は、A4とする。

不在者投票申出書

令和 年 月 日
国立大学法人鳴門教育大学 学長選考等会議議長 殿
所属・職名 _____ 氏 名 _____ 印
下記の理由により、不在者投票を申し出ます。

学長選考等 会議承認	投票用紙 交付	投票受付

備考 規格は、A4とする。